

立川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 12 月 13 日

提出者 立川市長 酒井 大史

理由

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 81 条の規定による。

## 立川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

立川市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和5年立川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(出産被保険者の保険料の減額)	(出産被保険者の保険料の減額)
第23条の3 ……略……	第23条の3 ……略……
2 ……略……	2 ……略……
3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「定める出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「定める出産被保険者（介護納付金賦課額被保険者である者に限る。）をいう。以下同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条の2第1項又は第14条」とあるのは「第20条の2」と、「630,000円」とあるのは「160,000円」と読み替えるものとする。	3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条の2第1項又は第14条」とあるのは「第20条の2」と、「630,000円」とあるのは「160,000円」と読み替えるものとする。
4及び5 ……略……	4及び5 ……略……
6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者」とあるのは、「出産被保険者（介護納付金賦課額被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条の2第1項又は第14条」とあるのは「第20条の2」と、「630,000円」とあるのは「160,000円」と読み替えるものとする。	6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条の2第1項又は第14条」とあるのは「第20条の2」と、「630,000円」とあるのは「160,000円」と読み替えるものとする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。